

令和5年 第3回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和5年3月27日(月) 午後1時30分～午後2時28分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1		議事録署名人の指名について
日程第 2		会務の報告について
日程第 3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号	「安中市登録空家等に付随する農地の別段の面積取扱要綱」の廃止について
日程第 6	議案第4号	農用地利用集積計画の承認について
日程第 7	議案第5号	農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和5年第3回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は17名中17名、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員です

が、議長から指名することに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、5番森泉壽義雄委員・12番武井洋一委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局

令和5年2月27日開催の第2回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係7件、5条関係7件につきましては、令和5年3月16日付で許可書を交付しました。

現況証明の2月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、許可書を交付しました。

令和4年度日帰り視察研修が3月15日に山梨県の合同会社健康農園の営農型太陽光発電2か所で実施され、27名の委員が参加しました。

群馬県農業会議の第12回常設審議委員会が3月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席しました。終了後に、令和4年度第2回理事会が同所で開催され、丸山会長が出席しました。

令和4年度市町村農業委員会会長、事務局長会議が3月23日に開催され、丸山会長が出席しました。

また、令和5年第1回安中市議会定例会が2月24日から3月17日の間開催されました。一覧のとおり報告が2件、議案が49件提出され、議案の全てが採択されました。

報告は以上となります。

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年3月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の6件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5 番。

5 番委員 5 番です。農地法第 3 条の 1 番です。こちらにはいないのですけれども、こちらで農地付き空き家としてやりたいということで話が来ました。農地付き空き家ですので、さほど問題があることも、何もございません。
以上です。

議 長 ほかにありますか。

3 番。

3 番委員 3 番です。議案第 1 号、農地法 3 条の 2 番です。この土地については、受け人が今も耕作している場所でありまして、問題ないと思われまますので、よろしく
お願いします。

議 長 ほかにありますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。3 条の 6 番ですが、譲渡人は昔〇〇に住んでおりまして、〇〇に住んでいたのですが、現在は〇〇のほうに住んでいて、農作業をするために〇〇にわざわざ来てやっていたと。そして、現在高齢となり、作業が大変だということで、譲渡人と昔親しい間柄であったとうことで、譲渡人に贈与するとうことで、特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による 5 番ですが、ここは一応農地付き空き家に関連する申請ということですが、現況は、かなりやぶみみたいな形、一部なっておりまして、受け人の 3 条の調査書によりますと、地域調和の項目のところニンジン、キャベツ、梅を作りたいということなのですが、いわゆる作物を作る状況にするのに、かなりの労力が必要。要するにシノとか、かなりやぶ化しているところもありまして、しかも農機の確保状況を見ますと軽トラック 1 台しかないのです、これで本当にこの農地そんなに面積は 2 反歩ちょっとなのですが、やれるのかいなというのが甚だ疑問に思います。まして梅も作るということ、梅は既に古い梅があるのですが、梅もこの古い梅を抜いて新しく梅を植えるのか、それともこの古い梅を出荷できるようにするには何年もかかるわけです。それだけの熱意がある 27 歳の青年かどうかというのも、本

当は本人に会って確認したいところなのですが、そういう状況ではないので、皆さんにちょっと審議をお願いしたいと思います。

要するに農地付き空き家ですと、空き家には住むのかもしれませんが、農地がこれが埋没してしまうということですよ。本人が作る気がなかったら、この農地は永久的に埋没してしまっ、ずっと耕作放棄地になってしまうということを重々この本人が分かっているかどうかということを確認したかったのです。以上です。

議 長 ほかにありますか。

6 番。

6 番委員 6 番。議案第 1 号、3 条関係の 4 番ですけれども、現状を確認いたしましたところ、かなり荒れているところもありますのですけれども、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 7 番。

7 番委員 7 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の 3 番です。こちらの譲受人は、もともとここは借りていた土地だということで、特に問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、2 班に 1 番から 6 番の 6 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願ひます。

事務局 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願ひたい。

令和5年3月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、3月20日に実施いたしました申請地面積1,000平米以上の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項はございませんでしたので、その旨をご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第5条の申請は、議案書2ページから3ページ記載の10件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。議案第2号、農地法第5条に関する2番ですが、2筆なのですけれども、今現在耕作されておらず、特に問題はないと思われま

以上です。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。2号関係、5条の4番ですが、太陽光発電設置作業のための通路が狭いために、申請地を一時的に工事通路として一時転用6か月ということで、特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにありますか。

2番

2番委員 2番です。議案第2号、農地法5条の9番です。これは周りがもう住宅化されておりまして、問題ないかと思われま

す。よろしく願いいたします。

議長 3番。

3番委員 3番です。議案第2号、農地法5条関係の6番と10番です。

まず、6番については、これは今まで自分の家のちょうど南側に当たる土地でござい

ますけれども、この場所はお寺の西側に当たりまして、3種農地で問題ないと思

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 2 号、農地法第 5 条の 5 番です。この土地は工場の駐車場ということで、既に南側は駐車場になっておりまして、その周りも住宅に囲まれている土地で、特に問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長 7 番。

7 番委員 7 番です。議案第 2 号、農地法第 5 条の 3 番です。こちらの土地は、何ができるのか、ちょっと楽しみに見ていたところでもありましたので、ちょっと資材置場と聞いて残念な気持ちもあるのですけれども、仕方ないのかなと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。2 号議案の 5 条の 7 番です。本件につきましては、許可済みの太陽光施設用地への資材搬入路の確保ということで、農用地区域内農地ということで、5 か月一時転用やむを得ないと思ひますので、よろしくお願ひします。ただし、長期展望に立った場合に管理用道路の確保が必要だということで、意見として添えさせていただければと思ひます。審査のときに、ご参考にしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 なければ 1 7 番から。議案第 2 号、農地法 5 条の 1 番と 8 番になりますが、1 番は場所は〇〇の東側で、〇〇さんの駐車場の南側、県道からちょっと入ったところなのですが、周りはほぼ宅地と駐車場、農地らしく耕作されている農地は周辺にもありませんので、やむを得ないかなと。

8 番に関しましては、これ場所は元〇〇さんで〇〇さんの東側になるのですが、耕作放棄されている一帯の中の 1 枚になります。近くは太陽光が設置され始めており、こちらも周辺農地への影響はないと考えられますので、審議の参考にお願ひいたします。

議 長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第 2 号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要性が生じた場合、連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、3班に6番から10番の5件、
以上合計10件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 1:57)

(書類審査)

(再開午後 2:15)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求め
ます。

2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第1号、農地法3条関係、1番から6
番の6件です。審査班で農地法第3条許可基準により審査した結果、調査表に
示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を
全て満たしておりますので、許可相当であります。

ただし、5番については意見として、地元委員さんの経過観察をしていただく
ことをお願いいたします。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班
の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第2号の第5条関係は、1番から5番の

5件でした。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

ただし、1つお願いなのですが、2番、〇〇の〇〇のところですが、水路があります。水路に土砂が入らないように施工してほしいというお願いがありましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、6番から10番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第3号、「安中市登録空家等に付随する農地の別段の面積取扱要綱」の廃止についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、安中市登録空家等に付随する農地の別段の面積取扱要綱を廃止する告示。安中市登録空家等に付随する農地の別段の面積取扱要綱を廃止する告示を別紙のとおり提出するので審議願いたい。

令和5年3月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

こちらの内容で、本日の議決になりますが、本日の日付において告示ということで、安中市掲示板に掲示することになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議長 それでは、質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について要綱の廃止をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号、安中市登録空家等に付随する農地の別段の面積取扱要綱の廃止については、原案のとおり要綱を廃止することに決定しました。
次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。
令和5年3月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
農用地利用集積計画は、議案書5ページ記載の17件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。
次に、日程第7、議案第5号、農業委員会職員の任免についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業委員会職員の任免について。令和5年4月1日付け、安中市

職員人事異動に伴う下記職員の任免について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき同意を求めます。

令和5年3月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議長

説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

委員

なし。

議長

なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員

挙手全員。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号、農業委員会職員の任免については、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和5年第3回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時28分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和5年3月27日

安中市農業委員会会長

5番委員

12番委員